

倍率一覧

<一般文官>

(単位：割)

	63号俸 以上	62号俸	61号俸	60号俸	59号俸~ 50号俸	49号俸	48号俸~ 46号俸	45号俸 44号俸	43号俸~ 40号俸	39号俸	38号俸 37号俸	36号俸
公務 扶助料	23.0	23.8	24.5	24.8	25.0	25.5	26.1	26.9	26.9	27.4	27.8	29.0
増加非公死 扶助料	17.3	17.8	18.0	18.2	18.8	19.5	19.5	20.2	20.4	20.4	20.9	22.0

	35号俸	34号俸 33号俸	32号俸 31号俸	30号俸	29号俸 28号俸	27号俸	26号俸	25号俸	24号俸	23号俸	22号俸	21号俸 以下
公務 扶助料	29.3	29.8	29.8	30.2	30.2	30.2	30.9	31.9	32.7	33.0	33.4	34.5
増加非公死 扶助料	22.0	22.4	22.7	23.0	23.7	23.9	23.9	23.9	23.9	24.3	24.9	25.8

※ 号俸は退職当時の俸給年額を通し号俸で表したものです。

<旧軍人>

(単位：割)

	大将 中将 少将	大佐 中佐 少佐	大尉		中尉		少尉		准士官 (兵曹長)		曹長 (上曹)	軍曹 (一曹)	伍長 (二曹)	兵
公務 扶助料	23.0	25.0	26.1	26.9	27.5	27.8	28.5	29.8	29.8	31.7	37.4	39.4	41.3	46.1
増加非公死 扶助料	17.3	18.8	19.6	20.2	20.7	20.9	21.4	22.4	22.4	23.8	28.1	29.6	31.0	34.6
特例扶助料	13.6	15.3	17.7	18.3	18.7	18.9	19.4	20.3	20.3	23.1	28.1	29.6	31.0	34.6

※1 兵曹長から大尉までの階級の左欄の倍率は、昭和20年11月30日以前の旧軍人としての実在職年の年数が最短恩給年限以上であり、かつ、下士官として在職していたことのある旧海軍の軍人について適用されます。(昭和28年法律第155号附則第13条第2項)

※2 () 内は旧海軍の階級です。